

## 奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき実施する奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（以下「重度障害者等就労支援特別事業」という。）の実施については、奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号。以下「条例」という。）及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度訪問介護等 法第5条第3項の重度訪問介護、同条第4項の同行援護及び同条第5項の行動援護をいう。
- (2) 指定就労支援事業者 重度障害者等就労支援特別事業を行う者として第15条第1項の規定による指定を受けた事業者をいう。
- (3) 重度障害者等 重度訪問介護等の支給決定を本市から受けている者をいう。
- (4) 通勤時又は職場等における支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第2の1イの規定により支給対象外となる通勤、営業活動等の経済活動に係る外出に対する支援をいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤や職場等における支援について、支援対象範囲を明確にし、必要な支援をとりまとめた計画書をいう。
- (6) 指定計画書作成支援事業者 支援計画書の作成支援を行う者として第15条第1項の規定による指定を受けた事業者をいう。
- (7) 支援計画書作成支援 重度障害者等又は民間企業が希望する場合に指定計画書作成支援事業者が支援計画書を作成するための支援をいう。
- (8) 支援事業者 指定就労支援事業者及び指定計画書作成支援事業者をいう。

(対象者)

第3条 重度障害者等就労支援特別事業の対象者は、重度障害者等であつて、第1号から第3号までの全てに該当し、かつ、第4号又は第5号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 本市内に居住地を有する者。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 重度障害者等就労支援特別事業による支援の提供がなければ就労の継続が困難であると市長が認めた者
- (3) 継続的に就労することが可能な者。ただし、65歳以上の者は、65歳の前5年間に引き続き重度障害者等の障害福祉サービスに係る支給決定を受けている者であつて、65歳に達する前日において本事業を利用している者に限る。
- (4) 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第2号から第7号までの助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であつて、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であつても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認でき、かつ、市長が必要と認める場合を含む。）。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。
- (5) 自営業者等（前号に掲げる者及び国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の者をいう。）であつて、当該自営等に1週間のうち10時間以上従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めた者

(支援範囲)

第4条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる就労支援の範囲は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該重度障害者等が重度訪問介護の支給決定を受けていない場合は、通勤時及び通勤前後の支援に限る。

- (1) 前条第4号に該当する者 通勤時又は職場等における支援であつて、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号の助成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者に

よる支援計画書において認められた部分（時間）

(2) 前条第5号に該当する者 通勤時又は職場等における支援の部分（時間）

（対象となる支援内容）

第5条 重度障害者等就労支援特別事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、指定就労支援事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 排泄、食事並びに通勤時及び外出時における支援

(2) 代筆、代読その他のコミュニケーション等の支援

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号の助成金の支給対象外となる<sup>かくたん</sup>喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

（支給量）

第6条 前条に規定する支援に係る支給量は、別表第1に規定する範囲内で市長が決定する。ただし、対象者が重度訪問介護の支給決定を受けていない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、これを超えることができる。

（利用申請）

第7条 第5条に規定する支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第28条の規定に基づき、市長に申請するものとする。この場合において、規則第28条第1項に規定する地域生活支援事業利用（変更）申請書（兼利用者負担額減額・免除申請書）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項の受給者証をいう。）の写し

(2) 支援計画書

(3) 民間企業に雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）

(4) 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第3条第5号に該当する対象者のうち、サービス等利用計画等により申請者の利用状況等が確認できる者については、同項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（支給決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、申請者の心身の状況、介護を

行う者の状況、申請者及びその保護者の重度障害者等就労支援特別事業の利用に関する意向等を勘案及び審査し、適当と認めるときは第6条に規定する支給量の範囲内で支給を決定し、地域生活支援事業利用（変更）決定通知書（別記第1号様式。以下「決定通知書」という。）により、適当と認めないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の有効期間は、支給決定の日から起算して最初に到来する6月30日までとする。

（利用方法）

第9条 決定通知書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、第5条に規定する支援を受けようとするときは、指定就労支援事業者（利用者の支給決定に係る障害福祉サービスを行う事業所として、法第29条第1項の規定による指定を受けている事業者に限る。）に決定通知書を提示し、利用の申込みを行うものとする。

（変更申請）

第10条 利用者は、第8条の規定により決定を受けた内容を変更しようとするときは、規則第28条第5項の規定に基づき、速やかに市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その要否について審査し、利用者には通知するものとする。

（決定通知書の再交付申請）

第11条 利用者は、決定通知書を紛失し、汚損し、又は毀損した場合は、速やかに市長に再交付を申請するものとする。

（資格喪失）

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者としての資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき（ただし、居住地特例による住所変更を除く。）。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 自ら利用の辞退を届け出たとき。
- (5) 利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (6) 利用の要否に係る調査に応じないとき。

（就労支援給付費）

第13条 就労支援給付費の額は、第6条の支給量の範囲で、第5条に規定する支援を提供した時間につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 別表第2の規定により算定した額

(2) 規則第29条に規定する負担上限月額範囲内において、別表第2の規定により算定した額に条例第4条に規定する費用負担割合を乗じて得た額（以下「利用者負担額」という。）

2 指定就労支援事業者は、就労支援給付費を請求しようとするときは、支援を提供した月の翌月の10日までに、請求書に奈良市重度障害者等就労支援特別事業利用実績記録表（別記第2号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、支援を提供した月の翌月に請求書等の提出ができない場合は、提供した年度中に市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、請求のあった月の翌月の末日までに当該請求に係る就労支援給付費を支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し就労支援給付費の支給があったものとみなす。

5 利用者及びその保護者（以下「利用者等」という。）は、利用者負担額を指定就労支援事業者に直接支払うものとする。

6 指定就労支援事業者は、利用者から利用者負担額のほか、交通費（公共交通機関を利用した移動に要する実費であって、市長が適当と認めるものをいう。）を徴収することができる。

（支援計画書作成支援費）

第14条 支援計画書作成支援費の額は、別表第3に定める額とする。

2 指定計画書作成支援事業者は、支援計画書作成支援費を請求しようとするときは、作成に協力した月の翌月10日までに請求書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、作成に協力した月の翌月に請求書の提出ができない場合は、作成した年度中に市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、請求のあった月の翌月の末日までに当該請求に係る支援計画書作成支援費を支払うことができる。

（支援事業者の指定）

第15条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のうち、重度障害

者等就労支援特別事業を適切に行うことができると認める者を支援事業者として指定するものとする。

- (1) 指定就労支援事業者 法第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行う事業所として法第29条第1項の規定による指定を受けている事業者
- (2) 指定計画書作成支援事業者 法第5条に規定する計画相談支援を行う事業所として法第29条第1項の規定による指定を受けている事業者

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、事業を開始しようとする月の2箇月前までに、奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）申請書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 指定就労支援事業者

- ア 重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し
- イ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ウ 重度障害者等就労支援特別事業に従事する人員の資格を証明するものの写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 指定計画書作成支援事業者

- ア 計画相談に係る指定特定相談支援事業者の指定通知書の写し
- イ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ウ 支援計画書作成支援に従事する人員の資格を証明するものの写し
- エ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）通知書（別記第4号様式）を支援事業所に交付するものとする。

4 支援事業者は、指定を受けた内容を変更したときは、変更の事実が生じた日から10日以内に奈良市重度障害者等就労支援特別事業者変更届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

5 支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の指定に係る重度訪問介護等を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、廃止、休止又は再開の1箇月前までに奈良市重度障害者等就労支援特別事業者廃止（休止・再開）届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の更新)

第16条 前条第1項の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

2 支援事業者は、前項の規定により指定の更新を受けようとする場合は、同項の期間(以下「指定の有効期間」という)の満了の日までに奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定(更新)申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。

4 前項の規定により更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の指定は、その処分がなされるまでの間は、指定の期間の有効期間の満了後もなおその効力を有するものとする。

5 前項の場合において、指定の更新がなされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了日の翌日から起算するものとする。

(指定就労支援事業者の責務)

第17条 指定就労支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に当たっては、介護福祉士、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する研修を修了した者等の適切に重度障害者等就労支援特別事業に従事できる人員(以下「従業者」という。)を配置しなければならない。この場合において、従業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に支障のない範囲で同事業者の他の職務に従事することができるものとする。

2 指定就労支援事業者は、支援技術の向上を図るため、従業者に必要な研修を実施しなければならない。

3 指定就労支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の利用の開始に当たっては、利用者等に対し、支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、重度障害者等就労支援特別事業の利用開始について利用者等の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

4 指定就労支援事業者は、前項の規定により利用者等と契約を行った場合は、契約内容報告書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

5 指定就労支援事業者は、従業者、会計、サービス提供等に関する諸記録を整備し、重度障害者等就労支援特別事業のサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(指定計画書作成支援事業者の責務)

第18条 指定計画書作成支援事業者は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に当たっては、相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を配置しなければならない。ただし、相談支援専門員は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に支障のない範囲で同事業者の他の職務に従事することができるものとする。

2 前条第3項及び第5項の規定は、指定計画書作成支援事業者について準用する。この場合において、同条第5項中「従業者」とあるのは、「相談支援専門員」と読み替えるものとする。

(報告、調査等)

第19条 市長は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者、利用者の配偶者若しくは利用者の属する世帯の世帯主その他当該世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

2 市長は、重度障害者等就労支援特別事業の実施に関して必要があると認めるときは、支援事業者若しくはその従業者又は従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は担当職員に関係者に対し質問させ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の場合において、支援事業者が重度障害者等就労支援特別事業の実施等に関して適当でないと認められる部分があるときは、市長は、当該支援事業者に対し、改善指導を行うことができる。

4 第1項又は第2項の規定による質問等を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定の取消し)

第20条 市長は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 第15条第2項の要件に該当しなくなったとき。

(2) 就労支援給付費又は支援計画書作成支援費の請求に関し不正があったとき。

(3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じられてこれに従わず、



又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前条の規定による出頭を求められてこれに応じず、前条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は、前条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、支援事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 不正の手段により第15条第1項の規定による指定を受けたとき。

(秘密の保持)

第21条 重度障害者等就労支援特別事業の支援事業者及びその従業者（従業者であった者を含む。）は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の整備等)

第22条 利用者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした書類等を作成し、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(費用の返還)

第23条 市長は、利用者又は支援事業者が偽りその他不正な手段により就労支援給付費又は支援計画書作成支援費の支給を受けた場合は、当該利用者及び支援事業者から給付費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、重度障害者等就労支援特別事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

対象者	一月あたりの支給量
重度訪問介護	135時間
同行援護	45時間
行動援護	45時間

備考

- 1 対象者の障害の状態に応じて、上記支給量の範囲内で二人介護を可とする。
- 2 対象者が複数サービスの支給決定を受けている場合の支給量は、最も支給量が多いサービスに係る支給量とする。

別表第2（第13条関係）

対象者	給付額		
重度訪問介護	基本額	最初の1時間 2,000円	
		以降30分ごとに 1,000円	
	送迎加算	居宅と勤務する職場等との間の送迎を行った場合	片道につき 1,000円
	喀痰吸引等支援体制加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合	1日につき 1,000円
同行援護	最初の30分 1,500円		
	以降30分ごとに 1,500円		
行動援護	最初の30分 2,000円		
	以降30分ごとに 2,000円		

## 備考

- 1 重度訪問介護の対象者に係る最初の1時間の算定には、40分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには、20分以上の支援を必要とする。
- 2 同行援護及び行動援護の対象者に係る最初の30分の算定には、20分以上の支援を必要とする。これ以降は30分ごとに算定することとし、この算定のためには、20分以上の支援を必要とする。

別表第3（第14条関係）

支援計画書 作成協力費	法第51条の17	計画作成	3,000円
	第1項に規定する 計画相談支援給付 費（以下「計画相談 支援給付費」とい う。）の支給を受け ている場合	計画見直し	1,500円
		計画相談支援給付 費の支給を受けて いない場合	計画作成
		計画見直し	3,000円

別記  
第1号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

奈良市長

### 地域生活支援事業利用（変更）決定通知書

障害者総合支援法第77条に規定する事業の利用（変更）決定について、下記のとおり通知します。

記

受給者番号		支給決定障害者 （保護者）氏名	
支給（変更）決定日		支給決定に係る児童氏名	
有効期間			
本人住所			

支援の種類・内容	利用者負担額	利用者負担上限額
備 考		

注 意 事 項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、奈良市長にその旨を申請してください。
---------	---------------------------------------------------------------------------

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第2号様式(第13条関係)

年 月分 奈良市重度障害者等就労支援特別事業利用実績記録表

受給者番号		利用者等氏名 (児童氏名)		年齢	歳	事業所番号
決定支給量	時間/月	支給決定を受けているサービス		加算コード		事業所名
利用者負担 上限月額	円	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		送迎加算(片道)	01	
		<input type="checkbox"/> 同行援護		送迎加算(往復)	02	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		喀痰吸引等支援体制加算	10	

日付	曜日	支援計画書に基づく時間			サービス提供時間			派遣 人数	算定 時間数	加算 コード	サービス費	利用者 負担額	利用者 確認欄	サービ ス 提供者 欄
		開始 時間	終了 時間	計画 時間数	開始 時間	終了 時間	除算 時間数							
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
		:	:		:	:								
※受給者番号、決定支給量及び利用者負担上限額は地域生活支援 事業決定通知書で確認してください。 ※用紙が1枚で不足する場合は、2枚目以降に記入してください。その場 合、算定時間数合計・サービス費合計・利用者負担合計・市請求金額 については、最終の用紙のみに記入してください。								算定時間数合計	サービス費合計	利用者負担合計	市請求金額			
								時間	円	円	円			

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）申請書

（宛先）奈良市長

申請者 所在地  
 名称  
 代表者職・氏名

次のとおり、奈良市重度障害者等就労支援特別事業を行う事業者の指定（更新）を受けたいので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第3項（第16条第2項）の規定により申請します。

指定（更新）を受けようとする事業所	事業の種別	<input type="checkbox"/> 指定就労支援事業		<input type="checkbox"/> 指定計画書作成支援事業		
	ふりがな					
	名称					
	所在地	〒				
	電話・FAX番号	電話		FAX		
	メールアドレス					
	管理者の職名・氏名	職名	ふりがな			
			氏名			
	管理者の住所	〒				
	事業開始年月日	年 月 日				
	既に指定を受けている事業※	指定就労支援事業	重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護			
		指定計画書作成支援事業	計画相談支援			
事業所番号 ※更新の場合						

添付書類

【指定就労支援事業者】

- 1 重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれかの指定通知書の写し
- 2 重度障害者等就労支援特別事業に勤務する職員の勤務形態一覧表（指定（更新）月分）
- 3 従事する人員の資格を証明する書類の写し（更新の場合は省略可）
- 4 その他市長が必要と認める書類

【指定計画書作成支援事業者】

- 1 計画相談支援の指定通知書の写し
- 2 重度障害者等就労支援特別事業に勤務する職員の勤務形態一覧表（指定（更新）月分）
- 3 従事する人員の資格を証明する書類の写し（更新の場合は省略可）
- 4 その他市長が必要と認める書類

様

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者指定（更新）通知書

年 月 日付けで申請のありました奈良市重度障害者等就労支援特別事業を行う事業者として、次のとおり指定したので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第4項（第16条第3項）の規定により通知します。

事業の種別	
ふりがな	
名 称	
所 在 地	〒
	(ビルの名称等)
管理者の職・氏名	
事業開始年月日	年 月 日
指定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業所番号	
備 考	



奈良市重度障害者等就労支援特別事業者変更届出書

（宛先）奈良市長

申請者 所在地  
 名称  
 代表者職・氏名

次のとおり、奈良市重度障害者等就労支援特別事業者の指定を受けた内容を変更するので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第5項の規定により届け出ます。

事業の種別	<input type="checkbox"/> 指定就労支援事業 <input type="checkbox"/> 指定計画書作成支援事業	
事業所番号		
名称		
変更予定年月日	年 月 日	
変更事項		
変更の内容及び理由	変更前	変更後
	(理由)	

添付書類 変更の内容を明らかにした書類

奈良市重度障害者等就労支援特別事業者廃止（休止・再開）届出書

（宛先）奈良市長

申請者 所 在 地  
名 称  
代表者職・氏名

次のとおり、奈良市重度障害者等就労支援特別事業者を廃止（休止・再開）するので、奈良市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第15条第6項の規定により届け出ます。

事業の種別	<input type="checkbox"/> 指定就労支援事業	<input type="checkbox"/> 指定計画書作成支援事業
事業所番号		
名称		
届出種別	<input type="checkbox"/> 廃止	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開
廃止（休止） 年 月 日	年 月 日	
再開予定年月日	年 月 日	
廃止（休止）の 理 由		
現に支援を 受けていた者 に対する措置 （廃止し、 又は休止し た場合に限 る。）		

第7号様式（第17条関係）

契約内容報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業所番号																				
事業所名																				
代表者名																				

下記のとおり当事業所との契約内容について報告します。

受給者番号																				
支給決定障害者 (保護者)氏名											支給決定に係る 障害児氏名									

契約締結又は契約内容変更による契約支給量等の報告

サービス内容	契約支給量	契約日 (又は変更)	理由
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
			<input type="checkbox"/> 1 新規契約
			<input type="checkbox"/> 2 契約の変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

提供終了日	提供終了月中の終了日 までの既提供量	既契約の契約支給量でのサービス提供を 終了する理由
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更
		<input type="checkbox"/> 1 契約の終了
		<input type="checkbox"/> 2 契約の変更